

育成就労制度の概要



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

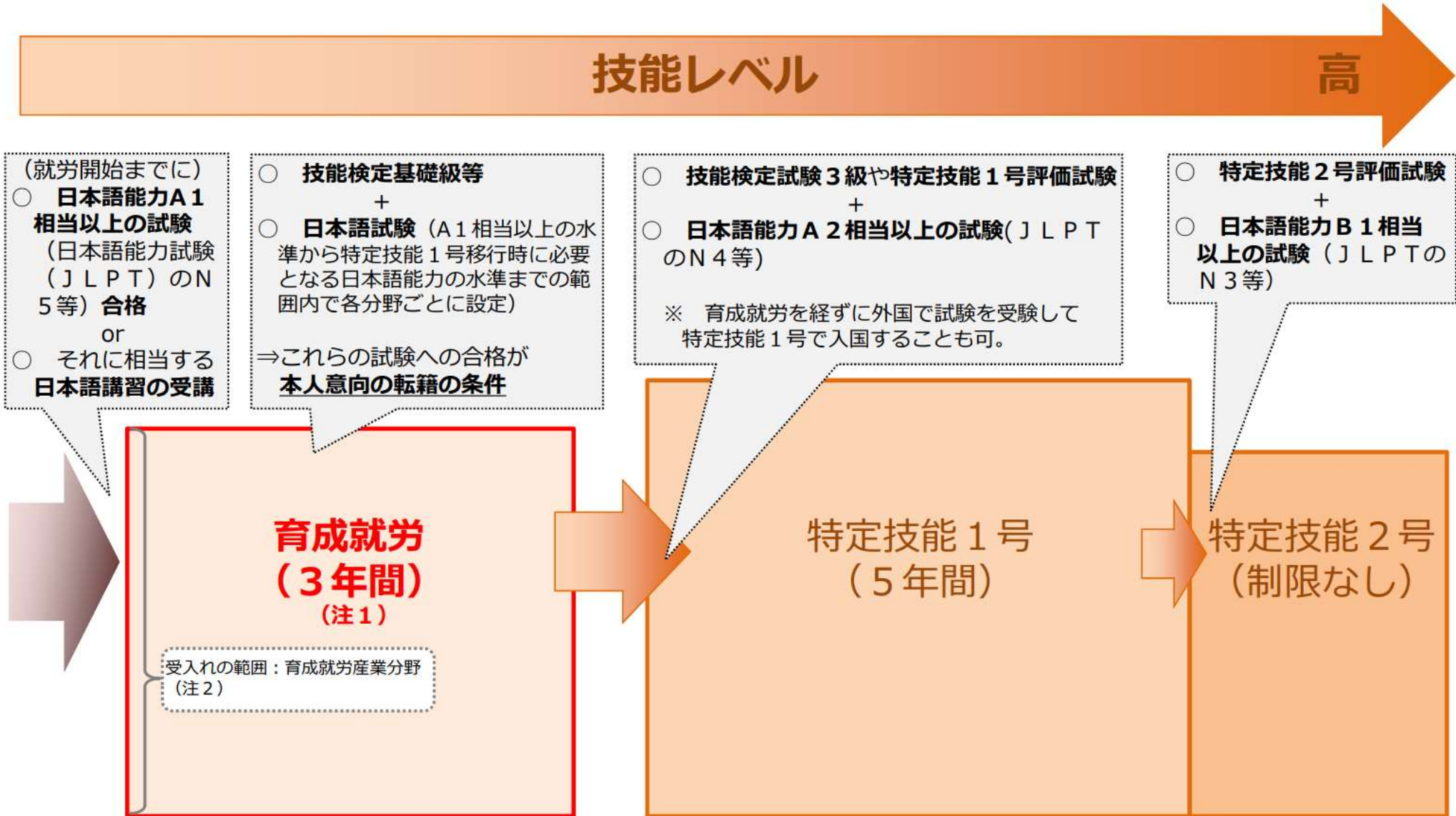
育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

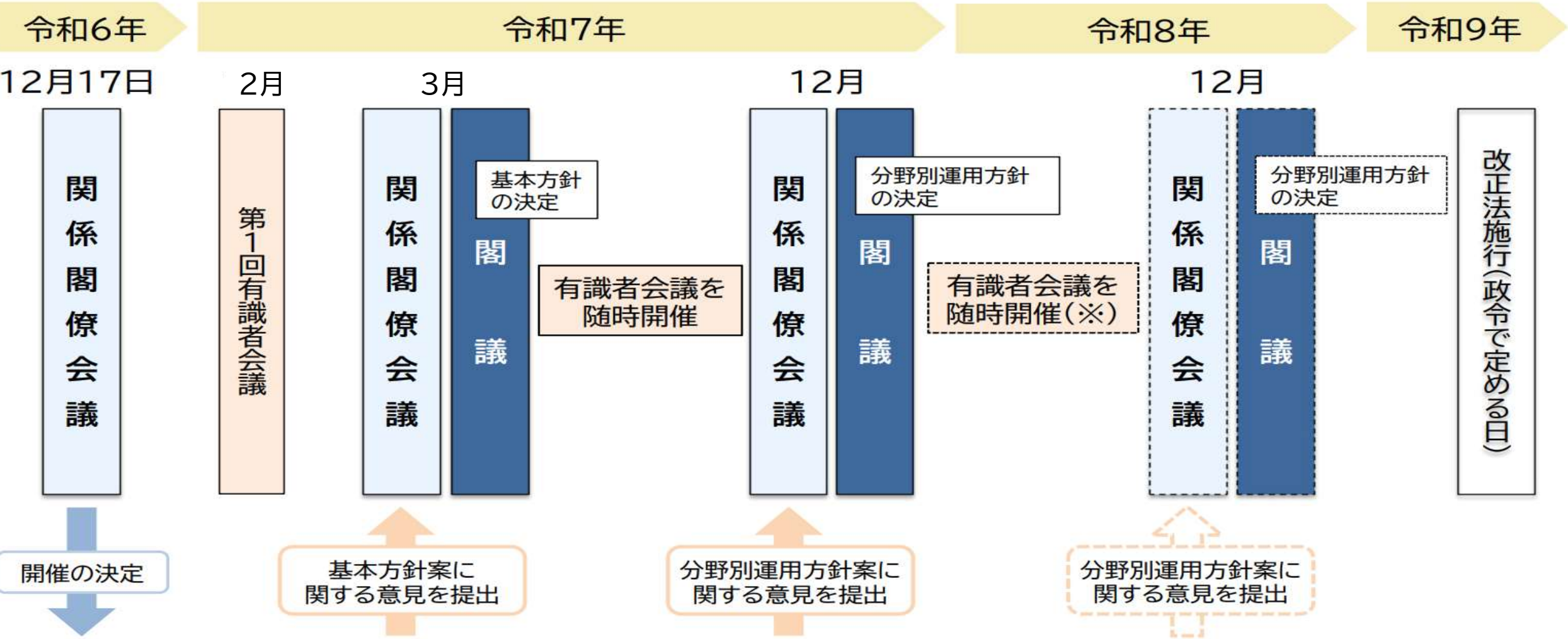
- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの			<参考>日本 語能力試験 (JLPT)※	<参考>日本語 基礎テスト (JFT-Basic)	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考>英検と CEFRとの対応 (英検協会HPより)
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—	—
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟なしかも効果的な言葉遣いができる。	N1	—	—	1級
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。			—	1～準1級
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	N2	—	—	準1～2級
			N3			
言語基礎 段階の 使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務 顧客等とのやりとり有り 限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務	2～準2級
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5	—	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務	3級

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。詳細は2025年2月下旬公表、同年12月試験結果より通知開始予定

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の開催スケジュール(案)



※ 令和8年度以降も基本方針や分野別運用方針の変更や特定技能制度及び育成就労制度の運用状況の報告のため、必要に応じて開催する。 4

過疎地域では外国人の比率が大きく増加し、行政サービスの提供はもとより、医療等の社会保障や教育など、個々の自治体のみでは解決が困難な課題に直面

■我が国の在留外国人数・外国人割合の将来推計

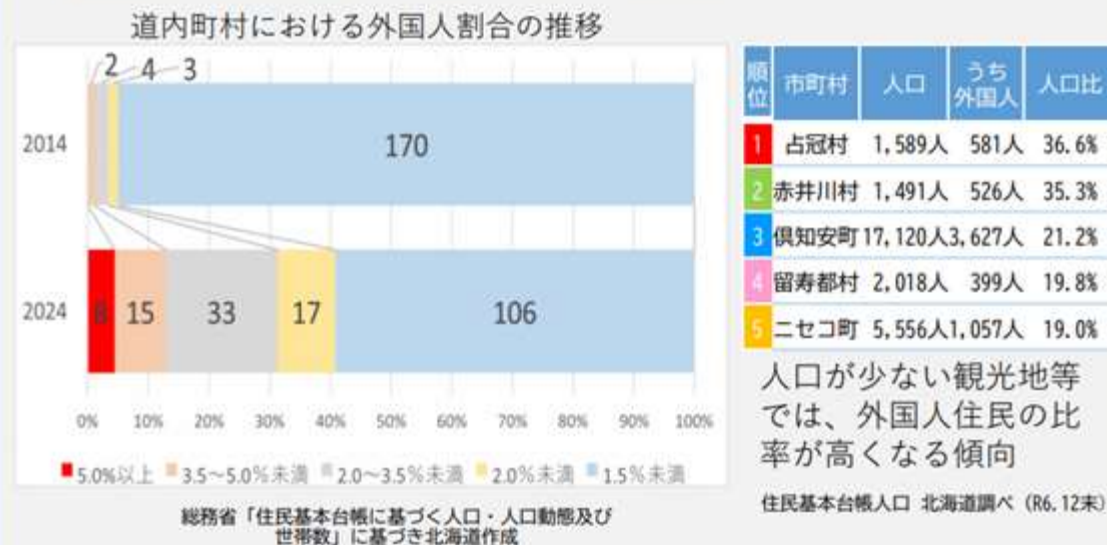


■道内の在留外国人数・外国人割合の将来推計



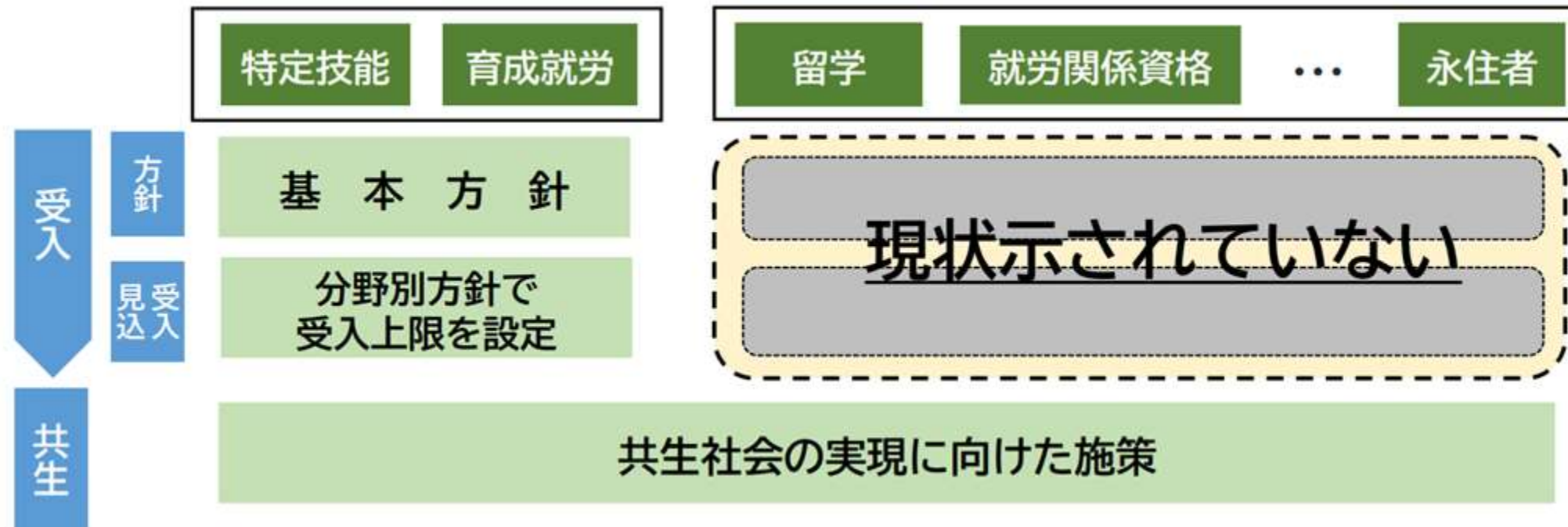
国立社会保障・人口問題研究所「我が国の将来推計人口」に基づき北海道作成

■道内の過疎地域（町村）における課題



- 住民における外国人比率が高まる中、以下の課題が深刻化
- ・外国人住民のニーズに応じた行政サービスの提供とコスト嵩（行政情報の多言語化、日本語教育、相談対応等）
 - ・医療等の社会保障や教育等、制度が未整備の中での現場対応
 - ・外国人受入可の住居、保証人等の確保
 - ・外国人コミュニティの孤立化とトラブル解消
 - ・災害、事故等が生じた場合の対応
- 等

- 日本の将来に向けて、外国人の受入れをどう考えるのか、その中で育成就労や特定技能をどのように位置づけ、共生社会を形作っていくのか、明確にすることが必要
- 現状示されていない部分も含め、外国人全体の受入れの方針を示した上で、国・地方・民間の役割分担を明確にし、共生社会の実現に向けた施策を進めていくべき



外国人関連施策の推進に関する北海道の要望

○出入国在留管理庁への要望を実施（R7.4.25）

外国人との共生社会の実現に向け、育成就労等、人材不足対策という視点だけではなく、外国人の受入全体に係る考え方について、早急に検討を進めること。その上で、地方における外国人材の確保、国と地方の適切な役割分担、必要な財源措置等の視点に基づいた制度設計と地域の実情に応じた受入環境整備を図ること。

また、2027年から始まる育成就労制度については、外国人材が大都市圏に過度に集中せず、地方のニーズに応じた外国人材の長期的・安定的な確保・定着につながるものとする。

「経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）」に関する要望書